

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県市原市惣社一丁目1番地22

氏 名 ジャパンクリーンテック株式会社

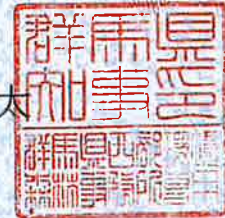
代表取締役 杉田昭義

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4（委託契約書に添付すべき書類）には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 7年12月 5日

許可の有効期限

令和12年12月 4日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん、⑰13号廃棄物（以上17種類）

※①については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

複写不可

本朱印無きものは無効

※⑭については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑯については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 7年12月 5日 新規許可

4 積替え許可の有無

有・☒無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4（委託契約書に添付すべき書類）には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効